

がん検診初回精密検査費助成

のご案内

市で実施する大腸がん検診、肺がん検診を受診した結果、「精密検査が必要」と判定された人に対し、**初回精密検査に要した費用の一部を助成します。**

助成対象者

◆次の①～④のすべての項目を満たす人が対象となります。

- ①がん検診実施日及び申請日において、市内に住所を有する人
- ②年度末年齢が40歳～69歳の人（昭和31年4月2日～昭和61年4月1日生）
- ③令和7年度に市が実施するがん検診（大腸がん検診・肺がん検診）を受診し、要精密検査と判定された人
- ④令和7年度内に初回精密検査を受診した人

※令和6年度にがん検診を受診し、要精密検査と診断された人（昭和30年4月2日～昭和60年4月1日生）も、裏面の期限まで申請できます。

助成内容

◆令和6年4月1日以降に市が実施するがん検診の結果に基づく初回精密検査の受診費用を助成します。ただし、各検診の助成額の上限は6,000円です。

【助成対象となる検診の種類と精密検査内容】

区分	基本的な精密検査内容
大腸がん精密検査	全大腸内視鏡検査、注腸エックス線検査、組織診 ※ただし、便潜血検査の再検査は除く
肺がん精密検査	胸部CT検査、気管支鏡検査、胸部エックス線検査、組織診 ※ただし、喀痰細胞診の再検査は除く

※初回精密検査とは、がん検診の結果に基づく1回目の精密検査であり、上表の基本的な精密検査のほか、当該精密検査に付随する問診や採血、結果説明等の診療行為も含まれます。ただし、保険適用分が対象となりません。

申請・問い合わせ先

十和田市健康福祉部 健康増進課 健康管理係

住所：〒034-0081 十和田市西十三番町4番37号

電話：0176-51-6790

【受付時間】 8:30～17:15（土日祝日、年末年始を除く）

申請の方法については裏面へ➡

申請にあたっての注意事項

◆医療機関での定期受診時の結果による精密検査は助成の**対象外**です。

(例) 医療機関における定期健診による精密検査(市の受診券を使用していない) → 対象外
医療機関における定期受診に併せた市のがん検診(市の受診券を使用) → 助成の対象

◆精密検査を予約するための受診(問診や採血等)は助成の対象です。

領収書及び診療明細書を忘れずに保管しておきましょう。

◆精密検査と治療を同時に実施した際は助成の対象です。

初回精密検査時に内視鏡を実施し、その場でポリープ切除等を実施した場合は「初回精密検査を実施した」とみなし、助成の対象となります。

◆申請は対象者1人につき大腸がん検診、肺がん検診それぞれ1回限りとなります。

2回目以降の精密検査は助成の対象外です。(CT検査後に別の日で内視鏡検査など)

申請書類

◆窓口にて受付しております。次の①～⑥の書類と印鑑をご準備ください。

① 令和7年度十和田市がん検診初回精密検査費助成事業助成金交付申請書

※申請書は保健センター健康増進課窓口または市ホームページからダウンロードできます。

② がん検診の結果票の写し(要精密検査の判定及び受診日が明記されているもの)

③ 精密検査を受診した医療機関の領収書の写し

④ 精密検査方法が記載されている診療明細書の写し

⑤ 申請者名義の振込口座が確認できる書類(通帳など)

⑥ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

◆初回精密検査受診日から**以下の期限の日**に**ちままでの間に申請してください。**

がん検診受診年度	精密検査受診年度	申請期限
令和7年度	令和7年度	令和8年3月31日
令和6年度	令和6年度	令和7年6月30日
	令和7年度	精密検査を受診した日から3か月を経過した日又は令和7年9月30日のいずれか早い日

申請の流れ

①

市が実施するがん検診を受診する

集団健診または個別検診を申し込みのうえ、受診してください。申込者には受診券を送付します。

②

初回精密検査受診

必ず領収書及び検査方法が記載された診療明細書を保管してください。

③

申請書類提出

申請書類、認印をお持ちのうえ、健康増進課に提出してください。

④

交付決定通知

市で申請書類などの内容を確認、審査をしたうえで、申請者へ助成金交付(不交付)決定通知書を送付します。

⑤

交付決定後口座に振込

交付決定日からおよそ1か月以内に、申請書に記入した口座に助成金をお振込みします。